

富山県キャリアアップ奨励金支給要綱

(通則)

- 第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県キャリアアップ奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 奨励金の支給については、この要綱に特段の定めがある場合を除き、厚生労働省の雇用関係助成金支給要領「第1共通要領」及び「第2各助成金別要領 12 キャリアアップ助成金」（以下「助成金要領」という。）の定めるところによる。

(奨励金支給対象事業者)

- 第2条 奨励金支給対象事業者は、富山県内に雇用保険適用事業所を有する中小企業事業主であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、富山県キャリアアップ奨励金支給要領（以下「要領」という。）の奨励金支給申請を行う該当コースの支給対象事業主の要件に該当する者とする。
- (1) 雇用保険適用事業所ごとに、キャリアアップ管理者を配置した事業主であること。
- (2) 雇用保険適用事業所ごとに、対象労働者に係るキャリアアップ計画書を作成し、富山労働局長に受理された事業主であって、次に該当しない事業主であること。
- ア「キャリアアップ計画書」の内容（実施するコース）に講じる措置として記載していないにもかかわらず、取組実施日の前日までに「キャリアアップ計画書（変更届）」を提出していない事業主。
- (3) 該当するコースの措置に係る対象労働者に対する労働条件、勤務状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類を整備し、賃金の算出方法を明らかにすることができる事業主であること。
- (4) 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等の企業内でのキャリアアップ（職務経験や職業訓練等の能力開発機会を通じ、職業能力の向上が図られ、これによりその将来の職務上の地位や賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。以下同じ。）を支援するため、これらの取組みを実施した事業主に対して奨励金を支給することにより、労働者の雇用の安定、処遇の改善を推進するものである趣旨を十分理解し、当該趣旨に沿った取組みを実施している事業主であること。
- 2 奨励金支給対象事業者には、民間の事業者のほか、民法上の公益法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）上の特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）、医療法（昭和23年法律第205号）上の医療法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上の社会福祉法人等を含むものとする。

(奨励金支給要件)

- 第3条 奨励金の支給対象となる事業の実施に関する要件や奨励金の支給額、その他の必要

な事項は、要領に定めるとおりとする。

(奨励金不支給要件)

第4条 次の各号のいずれかに該当する事業主に対しては、奨励金を支給しない。

- (1) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとすること。）をした事業者でないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する接待飲食等営業（料亭を除く。）及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (3) 国、県又は市町村が出資による権利を有する事業者でないこと。
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる事業者でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる事業者でないこと。
- (6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる事業者でないこと。
- (7) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる事業者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者でないこと。
- (9) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等奨励金の支給が適当でないと認められる事業者でないこと。

(奨励金の支給申請)

第5条 奨励金の支給を受けようとする事業者は、奨励金支給申請を行う該当コースに定める措置の実施日の翌日から起算して2か月以内又は令和8年2月27日のいずれか早い日までに奨励金支給申請書兼実績報告書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の奨励金支給申請書兼実績報告書に添付する書類は次の各号及び要領の奨励金支給申請を行う該当コースに定める添付書類とする。ただし、必要に応じて追加の書類を求めることがある。

- (1) 申請総括表（様式第2号）
- (2) 申請する各コースの内訳表（様式第3号1から6）

(奨励金支給の決定等)

第6条 知事は、奨励金の支給の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、奨励金を支給すべきことが適当と認めたときは、奨励金の支給の決定を行い、奨励金の支給を申請した者に文書によりその旨を通知するものとする。

2 知事は、奨励金の支給目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付するものとする。

(指示及び検査)

第7条 知事は、奨励金の支給の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(支給決定の取消し)

第8条 知事は、奨励金の支給を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、奨励金の支給を受けたとき。

(2) 奨励金の支給決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は前条の知事の指示に従わなかったとき。

(奨励金の返還)

第9条 知事は、奨励金の支給の決定を取り消した場合において、既に奨励金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(帳簿の備付等)

第10条 奨励金の支給を受けた事業者は、事業の関係書類について支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか奨励金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年4月1日より前のキャリアアップ計画書に係る取組みによる奨励金支給申請については、なお従前の例による。

年 月 日

富山県知事

殿

住 所（事務所の所在地）

事業所（名称及び代表者名）

富山県キャリアアップ奨励金支給申請書兼実績報告書

富山県キャリアアップ奨励金の支給を受けたいので、富山県補助金等支給規則第 5 条の規定により下記のとおり申請します。

記

奨励金支給申請金額	円	
企業の名称		
企業の主たる事業		
企業の資本の額又は出資の総額	万円	
企業全体の常時雇用する労働者の数	人	
申請コース (該当する番号を○で囲む)	申請コース	申請書類
	1 正社員化	申請総括表（様式第 2 号） 正社員化コース内訳表（様式第 3 号-1） 奨励金支給要領に定める添付書類
	2 障害者正社員化	申請総括表（様式第 2 号） 障害者正社員化コース内訳表（様式第 3 号-2） 奨励金支給要領に定める添付書類
	3 賃金規定等改定	申請総括表（様式第 2 号） 賃金規定等改定コース内訳表（様式第 3 号-3） 奨励金支給要領に定める添付書類
	4 賃金規定等共通化	申請総括表（様式第 2 号） 賃金規定等共通化コース内訳表（様式第 3 号-4） 奨励金支給要領に定める添付書類
	5 賞与・退職金制度導入	申請総括表（様式第 2 号） 賞与・退職金制度導入コース内訳表（様式第 3 号-5） 奨励金支給要領に定める添付書類
	6 社会保険適用時処遇改善コース	申請総括表（様式第 2 号） 社会保険適用時処遇改善コース内訳表 （様式第 3 号-6（1）又は（2）） 奨励金支給要領に定める添付書類

富山県キャリアアップ奨励金 申請総括表

(1) 奨励金振込先口座

① 事業者名称		② 所在地 〒			
		Tel 番号			
③ 事務担当者職氏名		④ 事務担当者連絡先			
		E-mail			
		Tel 番号			
		銀行・金庫・組合 農協・漁協		本店・支店・出張所 本所・支所	
店 番 ※ゆうちょ銀行の場合記入				預 金 種 類	
				普通 ・ 当座	
口 座 番 号					
フリガナ 口 座 名 義					

(2) 奨励金支給申請額

金		万円		※以下の表の合計金額をご記入ください。		
申請コース		対象労働者数 (A)	奨励金支給額 (B)	支給申請額(A*B=C) ※4、5のコース除く		
支給申請 コース	1 正社員化コース		10万円(1人あたり)		万円	
	2 障害者正社員化コース		10万円(1人あたり)		万円	
	3 賃金規定等 改定コース	賃金規定等を3%以上 4%未満増額改定		2万円(1人あたり)		万円
		賃金規定等を4%以上 5%未満増額改定		2.5万円(1人あたり)		万円
		賃金規定等を5%以上 6%未満増額改定		3.25万円(1人あたり)		万円
		賃金規定等を6%以上 増額改定		3.5万円(1人あたり)		万円
	4 賃金規定等共通化コース※		10万円 (1適用事業所あたり)		万円	
	5 賞与・退職金制度導入コース※		10万円 (1適用事業所あたり)		万円	
	6 社会保険適用時 処遇改善コース	手当等支給メニュー		10万円(1人あたり)		万円
		労働時間延長メニュー				
併用メニュー						
※賃金規定等共通化コースおよび賞与・退職金制度導入 コースは1事業所あたり10万円の支給申請となります。			合 計 金 額		万円	

(3) 誓約事項

富山県キャリアアップ奨励金の支給申請にあたり、次のとおり誓約します。	
● 交付要件を満たしています。なお、申請内容に虚偽が判明した場合は、奨励金の返還等に応じます。 ● 富山県から検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。 ● 1 私又は自社若しくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。 (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者 (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者 (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者 (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。	
☐ 上記誓約事項の内容に同意します。(誓約事項を確認し、チェックしてください。)	

様式第3号－1（第5条関係）

正社員化コース内訳表

	番号	(フリガナ) 氏 名	年齢	正社員化の内容 (該当する番号を○で囲む)	転換日
(1) 対 象 労 働 者	1	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
	2	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
	3	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
	4	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
	5	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
	6	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
	7	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
	8	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
	9	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
	10	()	歳	1.有期 → 正規 2.無期 → 正規	年 月 日
		(2) 本申請とは別に、今年度行った奨励金正社員化コース の支給申請の有無			☐ 有 (人) ☐ 無

※1 転換等された日における支給対象労働者の年齢を記入

※2 適宜、欄を挿入し該当労働者を漏れなく記入

様式第3号-2 (第5条関係)

障害者正社員化コース内訳表

	番号	(フリガナ) 氏 名	年齢	正社員化の内容 (該当する番号を○で囲む)	転換日
(1) 対 象 労 働 者	1	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
	2	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
	3	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
	4	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
	5	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
	6	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
	7	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
	8	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
	9	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
	10	()	歳	1.有期 → 正規 2.有期 → 無期 3.無期 → 正期	年 月 日
(2) 本申請とは別に、今年度行った奨励金障害者正社員化コース の支給申請の有無					☐ 有 (人) ☐ 無

※1 転換等された日における支給対象労働者の年齢を記入

※2 適宜、欄を挿入し該当労働者を漏れなく記入

様式第3号-3 (第5条関係)

賃金規定等改定コース内訳表

	番号	(フリガナ) 氏 名	年齢	増額改定前基本給	増額改定後基本給	昇給率
(1) 対 象 労 働 者	1	()	歳	円	円	%
	2	()	歳	円	円	%
	3	()	歳	円	円	%
	4	()	歳	円	円	%
	5	()	歳	円	円	%
	6	()	歳	円	円	%
	7	()	歳	円	円	%
	8	()	歳	円	円	%
	9	()	歳	円	円	%
	10	()	歳	円	円	%
(2)増額改定前の賃金規定 等作成日				(3)増額規定等増額改訂日		
(4) 本申請とは別に、今年度行った奨励金賃金規定等改定コースの支給申請の有無						☐ () 有 ☐ 無 人

※1 賃金規定改訂が行われた日における支給対象労働者の年齢を記入
 ※2 「昇給率」は小数第1位(小数第2位以下切捨て)まで記入
 ※3 適宜、欄を挿入し該当労働者を漏れなく記入

様式第3号－4（第5条関係）

賃金規定等共通化コース内訳表

	番号	(フリガナ) 氏 名	年齢	対象労働者の雇入日	対象労働者の 賃金規定区分 (例：3級)
(1) 対 象 労 働 者	1	()	歳	年 月 日	
	2	()	歳	年 月 日	
	3	()	歳	年 月 日	
	4	()	歳	年 月 日	
	5	()	歳	年 月 日	
	6	()	歳	年 月 日	
	7	()	歳	年 月 日	
	8	()	歳	年 月 日	
	9	()	歳	年 月 日	
	10	()	歳	年 月 日	
(2) 共通の賃金に関する 規定または賃金テーブル を設けた日 ※正規雇用労働者の賃金規定等を設けた日が異なる場合、当該賃金規定等を作成した日も()内に記入してください。		年 月 日 ※ (年 月 日)		(3) 本申請とは別に、今年度行った奨励金賃金規定等共通化コースの支給申請の有無	☐ 有(人) ☐ 無

※1 賃金規定等共通化が設けた日における支給対象労働者の年齢を記入
 ※2 適宜、欄を挿入し該当労働者を漏れなく記入

様式第3号－5（第5条関係）

賞与・退職金制度導入コース内訳表

	番号	(フリガナ) 氏 名 (性別)	年齢	対象労働者の雇入日		
(1) 対 象 労 働 者	1	()	歳	年	月	日
	2	()	歳	年	月	日
	3	()	歳	年	月	日
	4	()	歳	年	月	日
	5	()	歳	年	月	日
	6	()	歳	年	月	日
	7	()	歳	年	月	日
	8	()	歳	年	月	日
	9	()	歳	年	月	日
	10	()	歳	年	月	日
(2) 導入した制度の内容		☐ 賞与 ☐ 退職金 ☐ 賞与および退職金 (同時に導入)		(3) 賞与又は退職金制度 導入日		年 月 日
(4) 本申請とは別に、今年度行った奨励金賞与・退職金制度導入コースの支給申請の有無					☐ 有 () 人 ☐ 無	

※1 賞与・退職金制度導入日における支給対象労働者の年齢を記入

※2 適宜、欄を挿入し該当労働者を漏れなく記入

様式第3号－6（1）（第5条関係）

社会保険適用時処遇改善コース（手当等支給メニュー、併用メニュー）内訳表

	番号	（フリガナ） 氏名	年齢	新たに社会保険の被保険者とした日	【併用メニューの場合のみ記入】 労働時間延長メニューの取組み 予定日
(1) 対象労働者	1	()	歳	年 月 日	年 月 日
	2	()	歳	年 月 日	年 月 日
	3	()	歳	年 月 日	年 月 日
	4	()	歳	年 月 日	年 月 日
	5	()	歳	年 月 日	年 月 日
	6	()	歳	年 月 日	年 月 日
	7	()	歳	年 月 日	年 月 日
	8	()	歳	年 月 日	年 月 日
	9	()	歳	年 月 日	年 月 日
	10	()	歳	年 月 日	年 月 日
(2) 労働者負担分の社会保険料額以上の額を、一時的に支給する手当等として新たに支給することを規定した就業規則等の作成日				年 月 日	

※1 新たに社会保険に加入した日における支給対象労働者の年齢を記入

※2 適宜、欄を挿入し該当労働者を漏れなく記入

様式第3号－6（2）（第5条関係）

社会保険適用時処遇改善コース（労働時間延長メニュー）内訳表

	番号	(フリガナ) 氏 名	年齢	新たに社会保険 の被保険者とし た日	a 延長前 週所定 労働時間	b 延長後 週所定 労働時間	c 延長 時間数 (b－a)	【c が 4 時間未満の場合のみ記入】		
								d 延長前の 基本給	e 延長後の 基本給	f 昇給率 ((e-d)/d)
対 象 労 働 者	1	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%
	2	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%
	3	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%
	4	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%
	5	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%
	6	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%
	7	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%
	8	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%
	9	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%
	10	()	歳	年 月 日	時間	時間	時間	円	円	%

※1 新たに社会保険に加入した日における支給対象労働者の年齢を記入

※2 「昇給率」は小数第1位（小数第2位以下切捨て）まで記入

※3 適宜、欄を挿入し該当労働者を漏れなく記入